

南相馬市
原子力災害避難計画
(素案)

目 次

第1章 避難計画の基本的事項	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の基本的な考え方	1
第3節 原子力災害対策重点区域	1
第4節 原子力施設の緊急事態区分	3
第2章 情報の収集・伝達体制	4
第1節 原子力事業者の通報事象	4
第2節 緊急時の情報収集・連絡	4
第3章 屋内退避・避難の実施	12
第1節 屋内退避及び避難の考え方	12
第2節 屋内退避の実施	14
第3節 安定ヨウ素剤の予防服用	15
第4節 避難の実施	16
第4章 要配慮者に対する避難支援	22
第1節 体制等の整備	22
第2節 避難行動要支援者の避難計画の作成	22
第3節 その他の要配慮者の避難	23
第5章 今後の取組	24
参考資料1 一時集合場所一覧表	
参考資料2 避難先市町村・主な避難ルート	
(1) 平成22年国政調査結果に基づいたもの	
(2) 現況人口に基づいたもの	
参考資料3 避難ルート図	
(1) 小高・原町 → 須賀川市、福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村	
(2) 鹿島 → 相馬市、新地町、伊達市	
参考資料4 避難先の割り振り一覧	
(1) 平成22年国政調査結果に基づいたもの	
(2) 現況人口に基づいたもの	
参考資料5 広報例文	

第1章 避難計画の基本的事項

第1節 計画の目的

本計画は、国からの指示又は市の独自の判断に基づき、屋内退避、避難等の措置を定めることにより、住民の避難を迅速かつ円滑に実施し、原子力災害から住民の生命及び身体の安全を保護することを目的とする。

第2節 計画の基本的な考え方

本計画は、国による「防災基本計画（原子力災害対策編）」、「原子力災害対策指針」（以下「対策指針」という。）や「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「県防災計画」という。）、「福島県原子力災害広域避難計画」（以下「県広域避難計画」という。）、さらには「南相馬市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいたものであり、これらの計画において修正が行われた場合は、その修正内容に準じて、適宜、本計画も見直しを行う。

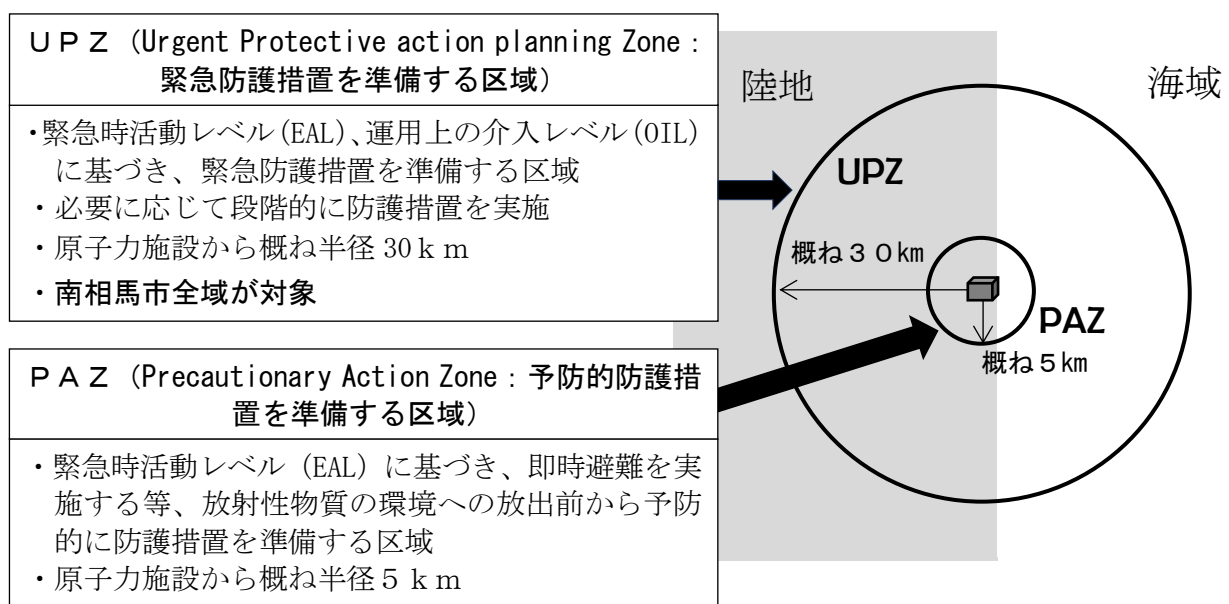
第3節 原子力災害対策重点区域

1. 「原子力災害対策重点区域」とは

住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要となる。この対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。

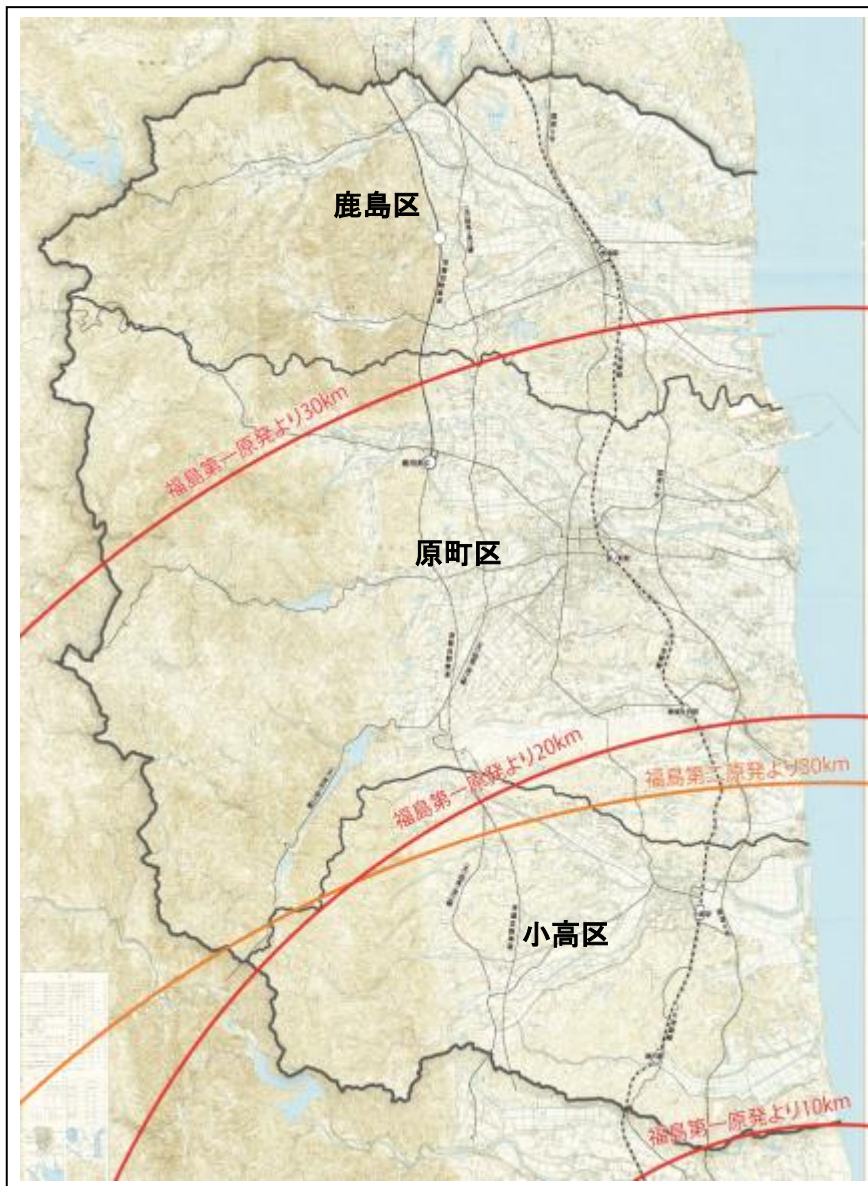
2. 「原子力災害対策重点区域」の範囲

原子力災害対策重点区域の設定にあたっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安とし、国際基準や東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められている。



なお、特定原子力施設である福島第一原子力発電所に係る重点区域としては、対策指針によりPAZは設定されていない。

○福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所からの距離



3. 本計画における避難対象区域の範囲

本市域は、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所から、30km圏内に含まれているため、市全域が「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」と定められている。

【原子力災害対策重点区域】

東京電力HD(株) 福島第一原子力発電所	【緊急防護措置を準備する区域（UPZ）】 南相馬市全域
東京電力HD(株) 福島第二原子力発電所	

第4節 原子力施設の緊急事態区分

原子力施設の緊急事態の初期段階において、防護措置の準備やその実施等を適切に行うため、原子力施設の状況に応じた緊急事態区分として、以下の3つの区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）が設定されている。

また、この緊急事態区分のどの段階に該当するかを原子力事業者が判断するための基準として、「緊急時活動レベル（EAL）」が定められている。

緊急事態区分	緊急事態区分の概要	緊急時活動レベル（EAL）：判断基準
警戒事態	国及び地方公共団体は、PAZ 内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない段階	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済核燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ・当該原子力事業所所在町において、震度6弱以上の地震が発生 ・当該原子力事業所所在町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表 等
施設敷地緊急事態	国、地方公共団体及び原子力事業者は、情報収集の強化を行うとともに、主に PAZ 内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施する段階	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済核燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ・原子力事業所の区域境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 等
全面緊急事態	国及び地方公共団体は、PAZ 内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じ、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ 内においても PAZ 内と同様の避難等の予防的防護措置を講じる段階	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済核燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ・原子力事業所の区域境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 等

第2章 情報の収集・伝達体制

第1節 原子力事業者の通報事象

原子力事業者は、原子力施設において、下表に示す事象が発生した場合に、その事象に応じた通報を国、県及び市に行う。

○緊急事態区分に応じた原子力事業者の通報事象

緊急事態区分	原子力事業者の通報事象	
危機管理課長が必要と認めた場合	警戒事象に先行する事象発生	・通報連絡協定等に基づいた、警戒事象に先行する事象
情報収集事態	情報収集事態の発生	・原子力事業所所在町において震度5弱又は震度5強の地震、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等の通報
警戒事態	警戒事象の発生	・特定事象には該当しないが、これに至る可能性のある事象
施設敷地緊急事態	特定事象の発生	・原災法第10条通報事象
全面緊急事態	原子力緊急事態宣言	・原災法第15条事象

第2節 緊急時の情報収集・連絡

1. 情報収集と連絡体制

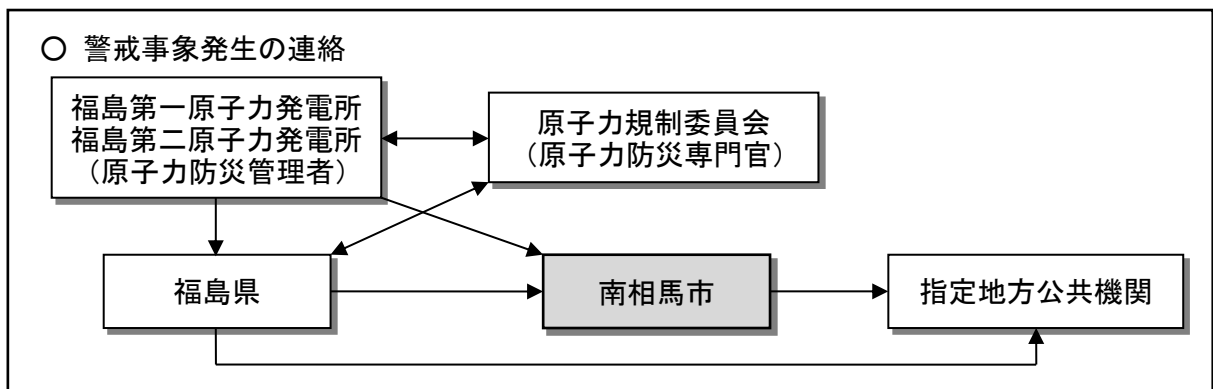
(1) 警戒事象に先行する事象発生、情報収集事態の発生を認知した場合の通報・連絡

【原子力事業者】： 警戒事象に先行する事象が発生した場合、国、県及び関係市町村に通報連絡を行う。

【原子力規制委員会】： 県から連絡を受けた事項について、直ちに原子力保安検査官と連携して、原子力施設の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果を県及び所在町に連絡する。

【福島県】： 原子力施設からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生 of 通報を行うべき数値（ $5 \mu\text{Sv/h}$ ）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡する。

【南相馬市】： 原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。



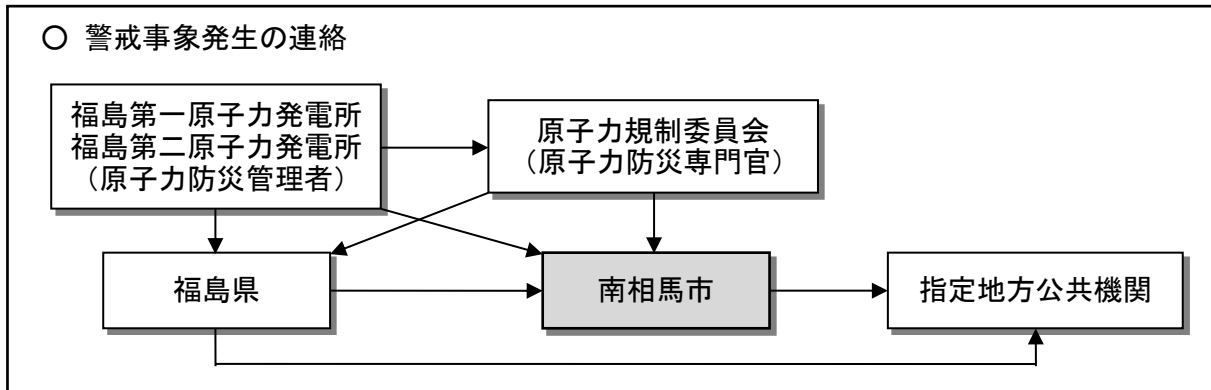
(2) 原子力事業者からの警戒事象発生時の連絡

【原子力事業者】： 原災法 10 条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、原子力規制委員会、市及び県等に同時に F A X で送付する。

【原子力規制委員会】： 警戒事象が発生した場合は、県及び関係市町村等に情報提供を行う。

【福 島 県】： 原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係市町村及び指定地方公共機関に連絡する。

【南 相 馬 市】： 原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。



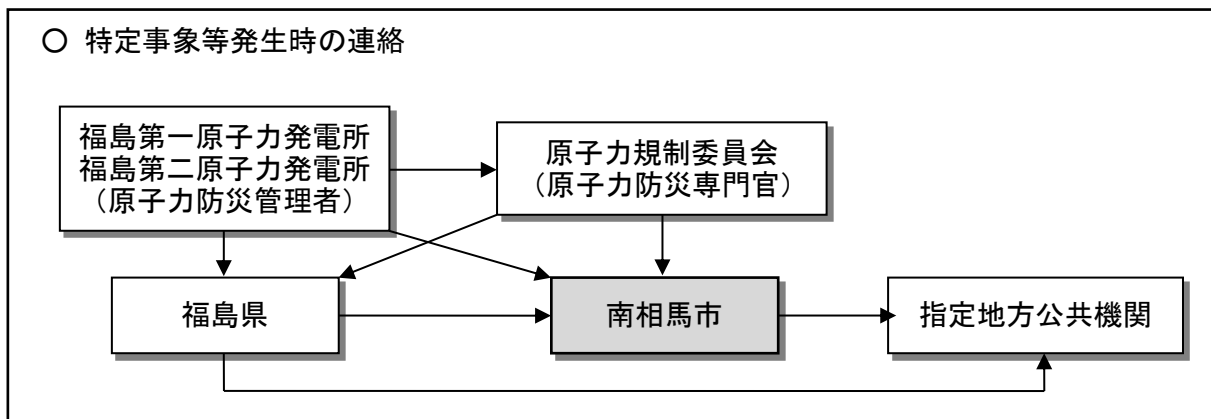
(3) 原子力事業者からの特定事象発生時の連絡

【原子力事業者】： 特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、原子力規制委員会、市及び県等に同時に F A X で送付する。

【原子力規制委員会】： 事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県及び関係市町村等に情報提供を行う。

【福 島 県】： 発電所からの特定事象発生等の通報、国からの連絡及び環境放射線モニタリングにおける気象情報等について、関係市町村及び関係機関に連絡する。

【南 相 馬 市】： 原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。



(4) 原子力事業者からの特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

【原子力事業者】：原子力規制委員会、市及び県等に施設の状況、応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡する。

【原子力規制委員会】：事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県及び関係市町村等に情報提供を行う。

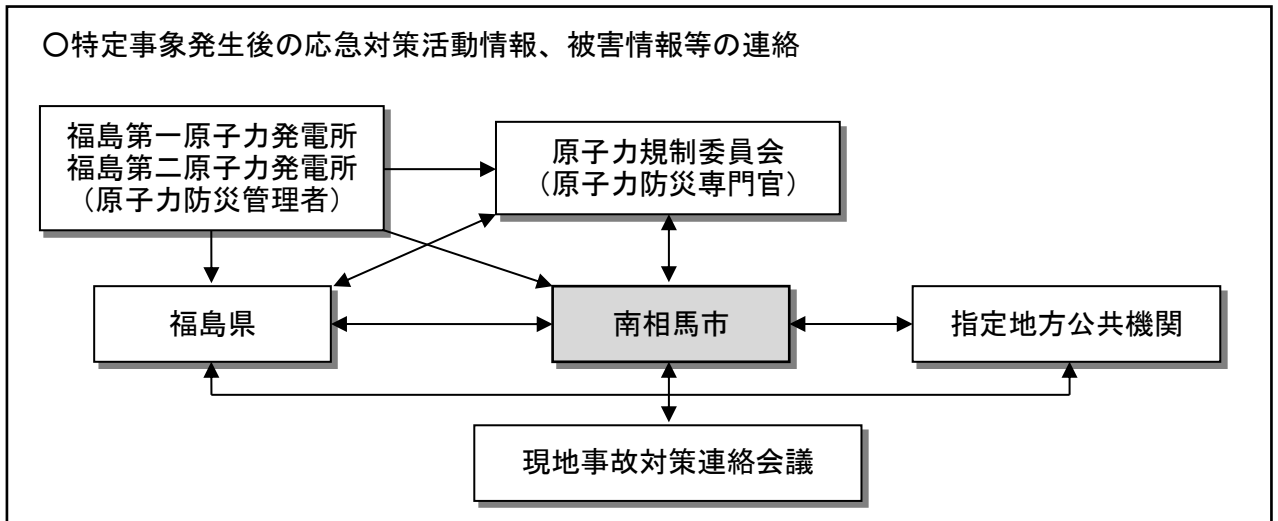
【福島県】：発電所からの特定事象発生等の通報、国からの連絡及び環境放射線モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算結果等について、関係市町村及び関係機関に連絡する。

【南相馬市】：原子力規制委員会から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

県とは、各々が行う応急対策活動情報について、相互の連絡を密にする。

国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。



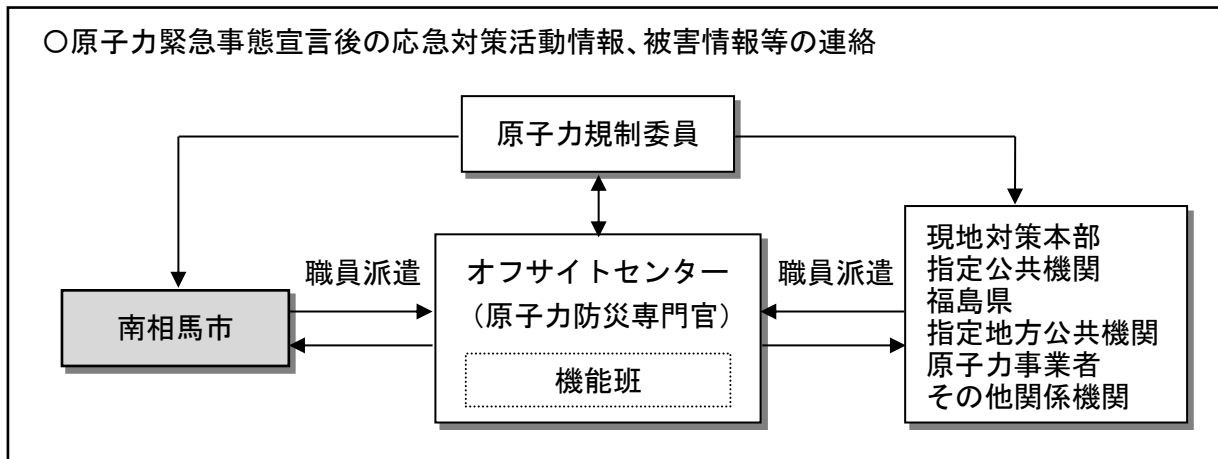
(5) 原子力事業者からの原子力緊急事態発生時の連絡

【原子力規制委員会】：原子力緊急事態が発生したと判断した場合は、関係地方公共団体に連絡を行う。

【南相馬市】：国の現地対策本部、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び原子力事業者等とともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、住民避難・屋内退避状況等の把握を担う機能班に職員を配置し必要情報を得るとともに、各々が行う緊急事態応急対策について調整を行う。

オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害状況等に関する情報を随時連絡する。

【原子力防災専門官】：オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を行う。



2. 通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、市防災行政無線をはじめとした緊急時の通信連絡に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、通信事業者への移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整を行う。

第3節 活動体制の確立

1. 市の活動体制

原子力災害対策本部等は、次の基準により設置する。

緊急事態の区分	基準	市の体制	配備体制
—	(危機管理課長が必要と認めた場合) 警戒事態には相当しないが、福島第一 周辺協定に基づく異常時の連絡等が あり、なお事象の悪化が予想される場合	準備体制	本部事務局員 総務部長、復興企画部長、 健康福祉部長、子育て支援・健康づく り担当理事
情報収集 事態	原子力施設立地町において震度5弱又 は震度5強の地震を観測した場合		
警戒事態	1 警戒事態発生のお知らせがあった場合 2 市長が必要と認めた場合	原子力災害 警戒本部 体制	○本部長：市長 ○本部長：各部長 ○本部長付：消防署長、消防団長、 警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、 情報収集班、連絡調整班 ○配備要員：各班で定める。
施設敷地 緊急事態	1 施設敷地緊急事態のお知らせがあった 場合 2 発電所の事故により原災法第10条 に定める特定事象発生のお知らせがあ った場合 3 市長が必要と認めた場合	原子力災害 対策本部 体制	○本部長：市長 ○本部長：各部長 ○本部長付：消防署長、消防団長、 警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、 情報収集班、連絡調整班 ○配備要員：各班で定める。
全面緊急 事態	1 全面緊急事態のお知らせがあった場合 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣 言を発出した場合 3 市長が必要と認めた場合		

2. 活動体制

(1) 準備体制

市は、通報連絡協定に基づき、県又は原子力事業者から警戒事態に先行する事象発生のお知らせを受けた場合、又は、情報収集事態の発生を認知した場合等、危機管理課長が必要と認める場合に、速やかに職員を招集し、先行して準備体制を整えとともに情報の収集・連絡に努める。

(2) 原子力災害警戒本部体制

市は、国、県及び原子力事業者から警戒事態発生のお知らせを受けた場合、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営する。

(3) 原子力災害対策本部体制

市は、国、県及び原子力事業者から警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態発生のお知らせを受けた場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営する。

3. 本部の設置場所

本部の設置場所は、市役所（本庁舎2階政庁）及び区役所とする。

第4節 住民等に対する指示の伝達と広報

市は、国及び県と連携し、住民、一般事業所等に対して、以下の手段により指示の伝達と広報を行う。

1. 伝達・広報の手段

(1) 情報媒体を活用した伝達・広報

市防災行政無線、広報車、インターネット、みなみそうまチャンネル、携帯電話への緊急情報等メールサービス、テレビ・ラジオ等を活用する。

(2) 巡回による伝達・広報

広報車、消防団員等の巡回により、住民の安全確保に努め、必要な指示を伝達する。

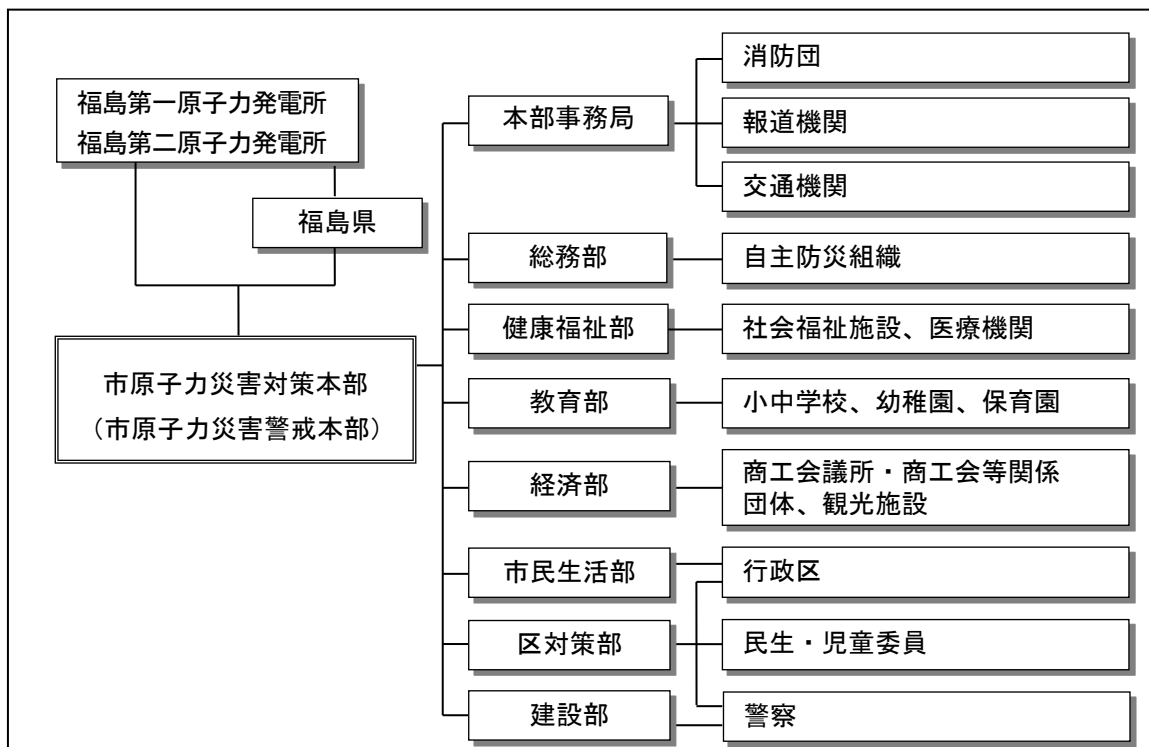
(3) 複合的な伝達・広報

広報にあたっては、要配慮者、一般事業所及び観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、伝達ルート of 事前確認を行うとともに、市防災行政無線、FAX、電光掲示板等の複合的な伝達手段の活用に努める。

2. 伝達・広報の経路

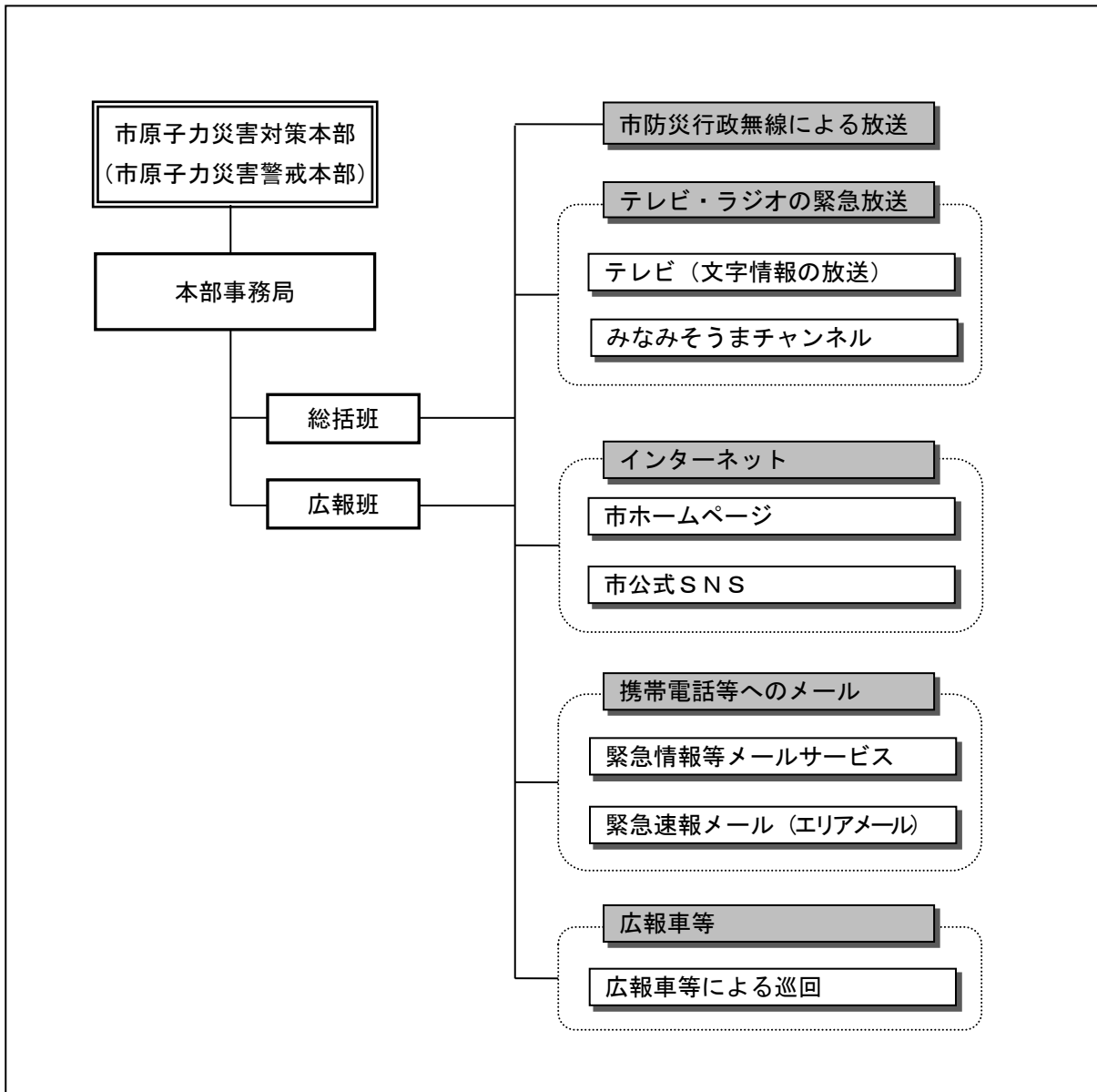
(1) 避難誘導に係る連絡系統図

原子力事業者及び県から通報を受けた事項については、市原子力災害対策本部から各部を通じて、各機関に連絡を行う。



(2) 情報配信連絡系統図

住民等への情報配信については、次の手段を用いて、本部事務局総括班及び広報班が行うものとする。



3. 広報のタイミング等の整理

住民広報については、災害時には広報活動の混乱が予測されることから、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理する。

○住民広報のタイミング

- ・緊急事態等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- ・特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- ・事故や災害の状況等に大きな変更があった場合
- ・住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- ・放射性物質が放出された場合
- ・緊急時モニタリング結果がまとまった場合
- ・その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

○住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項

- ・住民の混乱を避けるため、市内においては同一事象に対する広報内容は同一とし、区域ごとに異なる内容の広報は行わない。
- ・情報の信憑性を確保するため、行政からの情報であることを明らかにする。
- ・住民に混乱を生じさせないため、住民に対して具体的に取ってほしい行動を明らかにする。
- ・状況によっては、広報内容が聞き取りにくい場合が想定されるため、できる限り短い文章でわかりやすい表現を用いる。（専門用語の使用は避ける。）
- ・確実に情報を伝えるため、重要な情報は繰り返し広報する。
- ・放射線は五感で感じるできないため、住民へ情報を伝える際には、緊急時モニタリング結果（実測値の変動傾向等）、事故の規模などを分かりやすく伝える。
- ・情報の途絶は、住民の不安感を助長することになるため、状況に変化がない場合であっても、一定間隔での定期的な広報を実施する。
- ・福島第一原子力発電所での事故経験を踏まえ、住民の混乱を避けるためにも、事故の状況や影響に加え、その対策や見通しなどを正しく伝えることで住民に冷静な判断・行動を促す。

4. 伝達・広報の内容

警戒広報、屋内退避及び避難指示の伝達・広報内容は例文（巻末）のとおりとする。
なお、広報車による巡回広報についても、この例文に準じて行う。

第3章 屋内退避・避難の実施

第1節 屋内退避及び避難の考え方

1. 屋内退避及び避難の実施

市長は、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示に従い、住民等に対し速やかに屋内退避又は避難の指示を行う。

また、市長は、内閣総理大臣から指示がない段階で、状況に応じて、緊急に屋内退避、避難が必要と自らが判断したときには、速やかに住民等に対し屋内退避又は避難の指示を行う。

2. 屋内退避又は避難の方法

(1) 屋内退避

① 屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。市は、住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。

また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

② 県は、屋内退避中の住民等に対し、テレビ・ラジオ及びインターネット等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供することとしており、市は、市防災行政無線及び広報車の巡回等により、災害情報を広報して住民の安全確保に努める。

(2) 避難

① 一時集合場所への集合

市は、避難先及びバスによる避難のための一時集合場所を指定し、住民等に対して避難の指示を行うとともに、市職員、消防署員・団員及び警察官の誘導のもとに住民等を集合させる。

② 避難退域時検査場所等への輸送

市は、防災関係機関の車両等の応援、又は、必要に応じ、一般車両所有者等の協力を得て、一時集合場所に集合した住民等を放射性物質の付着検査を行う場所（避難退域時検査場所）等へ輸送する。

また、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、自衛隊の支援を要請するとともに、必要により県に支援を要請するものとする。

③ 一時集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置

一時集合場所に自力で集合することが不可能な者については、市職員、消防署員・団員及び警察官による救援活動を実施する。

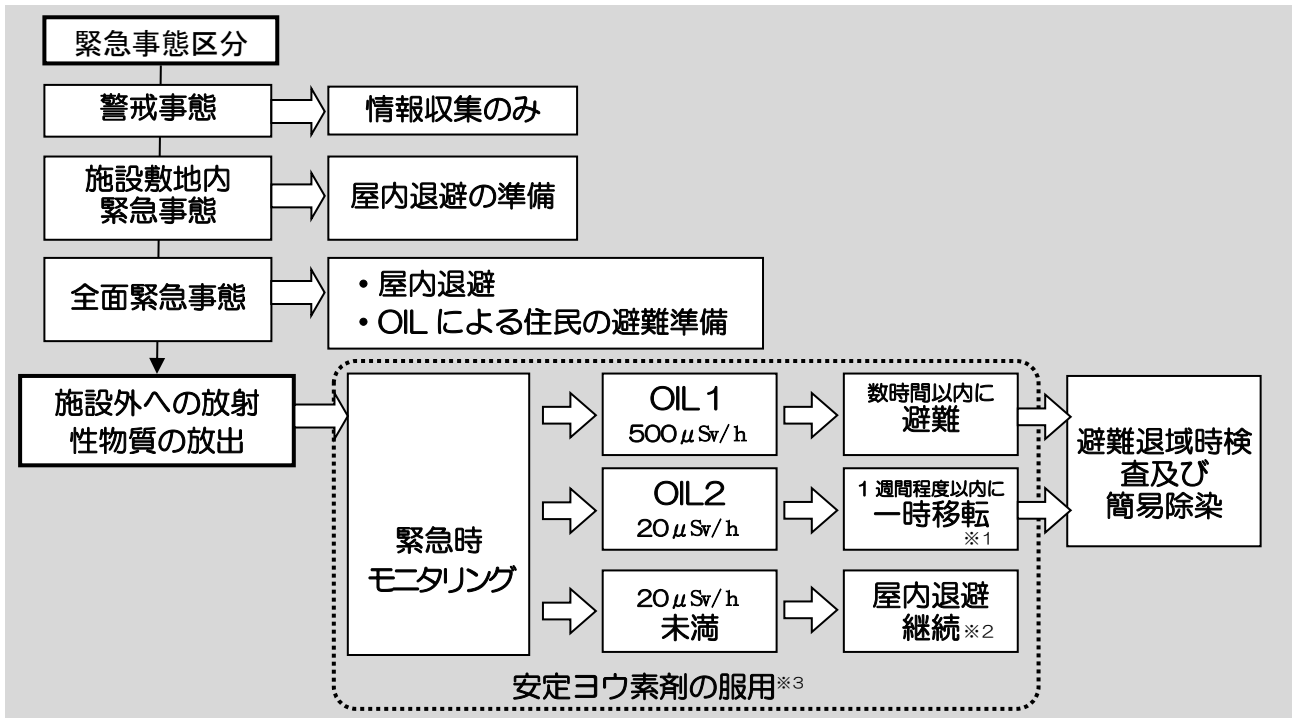
④ 避難路の通行確保

警察官又は消防署員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう、自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

⑤ 避難状況の把握

市は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難場所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとし、避難漏れ等のないよう配慮する。

○防護措置実施の流れ※4



- ※1. 緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置
- ※2. 移動が困難な者の一時屋内退避を含む
- ※3. 原子力規制委員会の判断を基に、原子力災害対本部又は市が指示した場合
- ※4. 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の防護措置を講じるよう指示された場合は、この限りではない

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があることから、県は国及び原子力事業者と連携して緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき、必要な防護措置を実施することが必要となる。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、運用上の介入レベル（OIL）を定めている。

○避難に係る運用上の介入レベル（OIL）と防護措置の概要

基準の種類	基準値※	防護措置	モニタリング
OIL1	500 μSv/h	・数時間内に避難	・緊急時モニタリング
OIL2	20 μSv/h	・1週間程度以内に一時移転	・緊急時モニタリング

※本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

第2節 屋内退避の実施

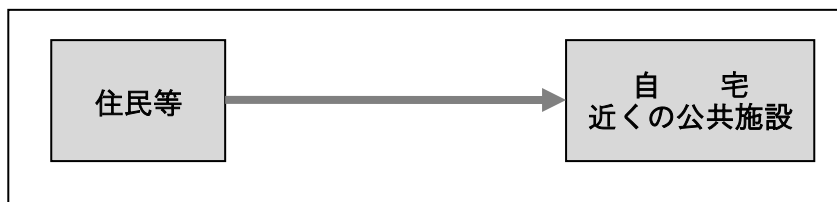
1. 屋内退避の有効性

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び市の指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

なお、全域がUPZである本市においては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは、原則屋内退避を実施するものとする。



2. 屋内退避の指示

住民に対する屋内退避の指示の伝達は、以下の方法とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 市防災行政無線による広報 (2) 広報車等による広報 (3) 携帯電話への緊急情報等メールサービスによる広報 (4) テレビ・ラジオによる広報 (5) 市ホームページ等による広報 (6) エリア放送（みなみそうまチャンネル） 等 |
|---|

3. 屋内退避の実施

市長は、国の指示又は自らの判断により、屋内退避を決定したときは、住民等に対して、屋外に出ずに自宅に待機するよう、また、屋外にいる住民に対しては、速やかに自宅に戻るよう、一時滞在者に対しては、近くの公共施設等に退避するよう、以下の事項とともに正確かつ簡潔に指示を行う。

	伝達内容
指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示者 ・ 屋内退避の理由 ・ 屋内退避時の注意事項等

第3節 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の備蓄体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備する。

1. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ学校や生涯学習センター等の適切な場所に備蓄する。

2. 安定ヨウ素剤の服用にあたって

市は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等を準備する。

3. 住民への配布・服用指示

市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は市独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

4. 避難の流れ

(1) 自家用車による避難

① 対象者

自家用車を利用できる住民等

② 避難順序の統制

市及び県等は、自家用車で避難を行う住民に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難退域時検査場所・避難中継所・避難所（以降「避難所等」という。）について十分に広報を行う等により、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。

(2) バスによる避難

市があらかじめ定めた一時集合場所に、原則、徒歩で集結した後、県等が手配するバスにより、指定された避難経路を経由して避難所へ避難する。

① 対象者

自家用車の利用ができない住民等

② 一時集合場所への集結

市は、あらかじめ定めた一時集合場所を順次開設し、職員等により運営するとともに、住民に対して必要な広報を行う。

なお、コミュニティ維持の観点から行政区ごとでまとまって集結する。

市は、一時集合場所において、避難する住民名簿（カード）を作成するとともに、県と協力し、避難所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。

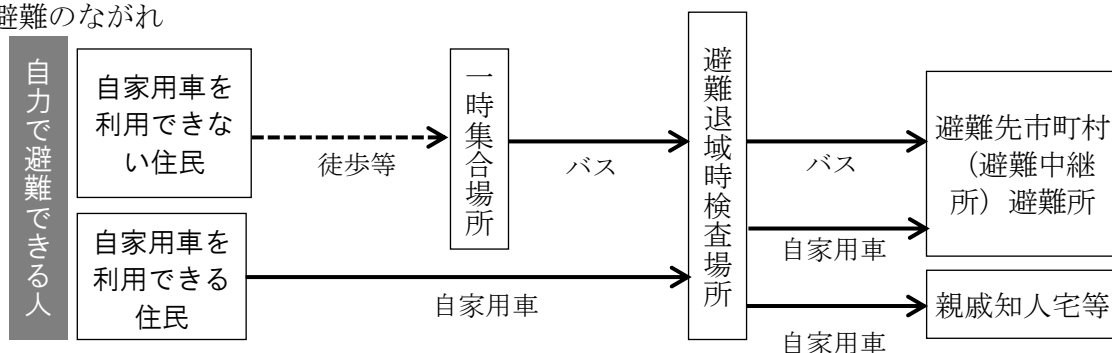
③ 一時集合場所から避難所等までの輸送

県等により手配されたバスで避難所等への避難を行う。

なお、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、自衛隊の車両等による輸送支援を求める。

市は、県と連携し、警察、消防署及び指定地方公共機関等の協力を得て、一時集合場所から、避難退域時検査場所を経由して、あらかじめ定めた避難中継所・避難所へ避難住民の輸送を実施する。

○避難のながれ



○一時集合場所

- ◆ 一時集合場所は、参考資料1を参照

○避難先及び避難経路

避難の経路にあたっては、車両の集中による渋滞が想定されるため、道路状況を勘案し、あらかじめ地区単位で避難経路と避難先を設定する。実際の避難経路は、交通の円滑化、道路啓開^{※1}、避難支援地点の設定等、輸送を重点的に確保する。

- ◆ 避難先の詳細は、参考資料2、参考資料4を参照
- ◆ 避難先への避難経路は、参考資料2、参考資料3を参照

○避難中継所とは

避難中継所とは、避難時の混乱を避け、円滑な住民支援を目的として、避難者が避難所へ行く前に、原則避難先市町村内において一時的に集合する場所のことを言う。

なお、避難中継所の設定は必須ではなく、住民避難の運用方法の一つとして県広域避難計画で例示されているものである。

5. 住民輸送

避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、県防災計画に定める防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用する。

① 自家用車避難の原則

自力で避難可能な住民については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難する。この場合、渋滞を極力避けるため家族又は近所の住民との乗り合わせにより避難する。

② バス等による集団避難

自家用車による避難が困難な住民は、バスによる集団避難を行う。

なお、関係市町村は自市町村内にあらかじめ一時集合場所等を設定し、住民に周知しておく。

③ 県によるバス等の手配

バスによる避難については、関係市町村が所有するバスだけでは不足する場合、県が（公社）福島県バス協会と締結している協定に基づき、集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておく

また、他県のバス協会にも協力を求め、必要な体制を整えておくものとする。

なお、バスによる避難にあたっては、原則として県又は市の職員等が同乗する。

④ 緊急車両などの派遣要請

バス等による避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、陸上自衛隊や海上保安庁等へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

⑤ 鉄道による避難

鉄道による避難が可能な場合は、東日本旅客鉄道（株）の協力を得て積極的に活用するものとする。

※1 緊急車両等の通行のため、1車線でも通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること

6. 避難退域時検査の実施体制

県が避難経路沿い等に設置した避難退域時検査場所において、避難住民の避難退域時検査を実施し、簡易除染や防護指導とともに必要な場合には処置を施すものとする。

7. 避難所の管理運営

(1) 避難所の設置

避難所の設置は、市、県及び受入市町村が協力して行うものとする。

(2) 管理運営体制

市は、避難所に常駐職員を派遣し、施設の管理運営にあたる。

運営においては、自治組織、自主防災組織及びボランティア等と連携して行うものとし、避難所運営のための組織を設けて、自主的な活動によって避難所を運営することを基本とする。

学校等施設が避難所となった場合は、避難所開設時点から教職員等施設職員と明確な役割分担を行い、教職員等の支援を受ける。

○災害発生後7日程度までの期間の管理運営

項目	管理運営内容
避難所の確保	机、いす等の整理による空間の確保
避難者の把握	避難者名簿の作成 要配慮者の把握と対応
食糧、飲料水、生活必需品等の調達・配布	必要数量の把握 必要数量の手配 必要数量の調達及び運搬 避難者等への配布
避難所の改善・充実	仮設トイレ、風呂の対策、暑さ・寒さの対策、防疫対策、仮設電話等
医療対策	負傷者、急病者等への医療手配
避難者の相談等	安否確認への対応 各種相談
運営体制の確立	市民団体、ボランティアとの連絡調整
被災情報の提供	被害（人的・物的）の概要

○長期間にわたる場合の管理運営

項目	管理運営内容
自主運営組織の確立	避難市民による自主運営の確立 ・食糧、飲料水、生活必需品等の調達・配布 ・避難生活のルールづくり ・避難所の清掃、警備等 ・避難者の要望の集約
避難所の改善・充実	プライバシー保護のための設備（間仕切り等） 炊事施設、洗濯施設、洗面所等の充実 空調設備等の設置
行政相談等 仮設住宅の募集 (生活支援情報の提供)	仮設住宅の募集 各種被災者支援施策の広報・伝達及び相談

医療対策等	巡回医療の実施 メンタルケアの実施
自宅での被災者対策	行政相談等 医療対策等

(3) 避難所の管理運営上の留意事項

① 避難所開設、運営の手順

避難所開設・運営にあたっては、以下の事項・手順に留意して行う。

- ・施設の解錠と施設内に避難者を誘導
- ・無線、FAX、電話等により避難所を開設したことを市災害対策本部に報告
- ・避難所内に事務所を開設
- ・施設内の整理と避難者の受入れスペースを指定、誘導
- ・避難者名簿（カード）を配布・回収
- ・必要に応じて退避スペースの割り振り設定
- ・避難所運営状況、食糧・生活必需品等確保状況を市災害対策本部に報告（定時、その他適宜）
- ・避難所日誌を作成

② 避難者名簿（カード）の作成

避難所を開設し、市民を受入れた際には、避難者名簿（カード）を配布し、各世帯単位に記入するよう指示する。回収した避難者名簿（カード）を基に日誌を作成し、事務所に保管するとともに、市災害対策本部に報告する。

③ 情報掲示板の設置

避難者への必要情報を伝達するため、避難所内に情報掲示板を設置する。

④ 避難所運営状況の報告と記録

避難所の運営状況について、毎日定時に市災害対策本部に報告する。

ただし、傷病者の発生等特別の事情があるときは、その都度必要に応じて市災害対策本部に報告する。

⑤ 食料、生活必需品の請求及び配布

避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめた後、必要数量を市災害対策本部に報告する。

⑥ 要配慮者への配慮

自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聴き取り調査を行う。市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を要請する。

要配慮者の退避空間についてはプライバシーの保護、トイレ等の利用のしやすさ、騒音の少ない場所等、特別の配慮を行うとともに、施設の改善等が必要な場合は、施設の改善を要請する。

外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難所生活の留意事項等を示したパンフレットを作成し配布するとともに、必要に応じて、通訳等のボランティアの確保・派遣を要請する。

避難所での情報提供については、掲示板、放送等を活用するなど要配慮者に配慮した対策を実施する。

⑦ プライバシー保護

避難所生活の長期化に対応して、退避者のプライバシー保護に留意する。

⑧ 避難所における火災予防対策の徹底

避難所における出火防止を図り、避難者の安全を確保する。

(4) 避難所の集約・閉鎖

施設の本来の機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。避難所を閉鎖した場合は、県に報告する。

第4章 要配慮者に対する避難支援

第1節 体制等の整備

1. 原子力災害の特殊性への留意

市は、県の協力のもと、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、原子力災害の特殊性に留意し、情報伝達・避難誘導體制等を整備する。

2. 情報の共有化

市は、災害時に的確な安否確認を行うため、平常時より周辺住民、自主防災組織及びボランティア等に情報を提供し、避難行動要支援者に関する情報の共有を図る。

また、有事の際には、自主防災組織等に名簿情報を提供し、協力を得る。

なお、名簿情報の共有にあたっては、名簿情報の提供に同意を得られた方々を基本とするが、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために市長が特に必要であると認めるときは、名簿情報を提供することについての本人の同意を得ることは要しないものとする。

第2節 避難行動要支援者の避難計画の作成

1. 市

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。

また、平常時より、周辺住民、自主防災組織及びボランティア等の情報を提供し、避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。

また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、避難行動要支援者避難支援計画等を作成する。

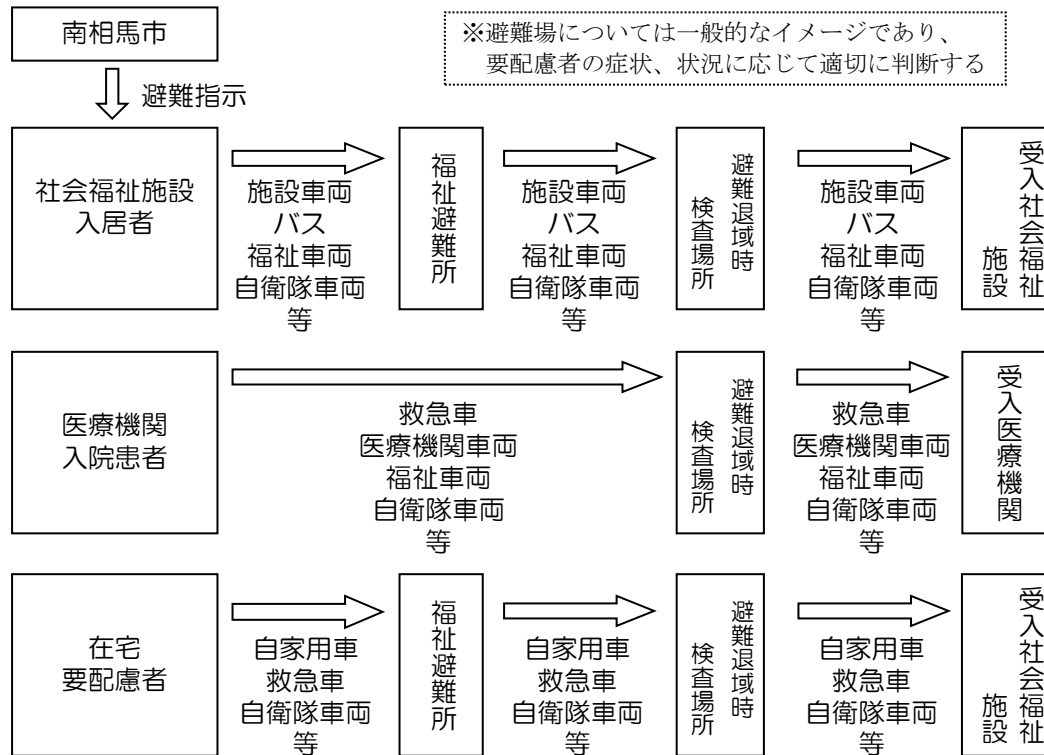
2. 社会福祉施設管理者

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保及び関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

3. 医療機関管理者

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保及び避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

○要配慮者の避難の流れ



第3節 その他の要配慮者の避難

1. 生徒等の避難

学校等施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者及び誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、市は、各施設が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

2. 観光客等の避難

市は県等と協力して、市防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客等へ事故状況等を伝達するとともに、あわせて避難経路等を情報提供し、速やかな帰宅を呼びかける。

第5章 今後の取組

1. 避難中継所の設置と運営

避難中継所の設置は、県広域避難計画において、避難元市町村と避難先市町村が協議することとされている。

市は、避難中継所を設置するために、事前に次の事項について、県を通じて避難先市町村と協議を進める。

協議事項	内 容
① 避難中継所の役割	避難中継所の役割のうち、何を行うかを決めておく。
② 集約する避難施設の優先度	避難先施設を集約する場合、どの施設に優先的に集約するかを決めておく。
③ 避難先集約の基準	どのような状態になったら、避難先施設を集約するかを決めておく。

2. 福祉避難所の設置

市は、福祉避難所の早期開設を図るため、福祉避難所の指定を行っていない避難先市町村に、県を通じ、早期指定を求める。

3. 行政機能の移転

市は、庁舎が避難対象区域に含まれる他、施設が被災するなど、庁舎としての機能維持が困難となり、住民の避難先となった避難先市町村に庁舎が移転する事態となった場合においても、住民に対する行政サービスの継続性が確保できるよう、あらかじめ代替施設を選定のうえ、機能移転に必要な情報や移転する備品等を事前にリストアップするなど、移転体制の準備を進めておく。

4. 広域避難計画を踏まえた訓練の実施

市は、円滑かつ確実な広域避難が可能となるよう本計画等に基づく原子力防災訓練を継続的に実施する。

なお、訓練の成果については、市、県及び避難先市町村、防災関係機関等で共有のうえ、本計画の改訂等、原子力防災体制の強化に反映する。

5. 避難計画の啓発

市は、住民に対して、本計画に基づく広域避難を円滑かつ確実に実施してもらうために、説明会や住民を交えた訓練などを行い、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。